

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和5年（2023年）1月20日付け山口交指第33号で行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和4年10月5日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「交通違反取締りに関する検挙基準がわかる資料」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）として、以下のとおり特定した。

切符作成の手引き（反則行為のうち、信号無視、速度超過、車間距離不保持、横断歩行者等妨害、指定場所一時不停止、駐停車違反及び携帯電話使用等（保持）に関する部分）

3 実施機関の処分

実施機関は、上記2の文書について、令和5年1月20日付で本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年2月7日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるといふものである。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見（反論書より）

（省略）

第4 実施機関の説明要旨（弁明書より抜粋）

（省略）

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、上記第2の2のとおりであり、交通指導取締りに従事する警察官が、交通違反取締り現場において活用するために、実施機関が作成した冊子であり、「告訴・告発事件取扱要領」の定めにより、〇〇課において作成、保管、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第11条第4号について

条例第11条は、実施機関は、同条第4号に規定する「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は開示をしないことができるとしている。

これは、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報を非開示とすることを定めたものである。

「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨である。

なお、「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定しているのは、同号に規定する情報に該当するかどうかの判断に当たっては、実施機関の裁量を尊重するという趣旨で、つまり、同号に規定する情報の開示・非開示の判断には、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性があることから、司法審査の場においては、裁判所は実施機関の一次的判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断するにとどまるものであることを明確にしたものであるとされている。

また、同号に該当する情報の具体例としては、犯罪の捜査の事実等に関する情報、犯罪の捜査等の手段、方法、体制等に関する情報、犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制等に関する情報などが考えられている。

3 本件処分の妥当性について

審査会が、本件対象公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、本件対象公文書の「報告書：続欄（記載例等）」欄及び「備考」欄の非開示部分には、警察官が行う交通指導取締りの要領、留意点及び書類作成要領に関する内容が、具体的かつ詳細に記載されていた。

これらの情報を開示した場合、警察官が行う交通指導取締りの具体的な要領等が明らかになり、その結果、交通違反をした者又は交通違反を企図する者が当該交通違反

の取締りを免れるために対抗措置を講じることが容易になるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある、との実施機関の説明は特段不自然、不合理とは言えず首肯できる。

よって、これらの情報は、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報」として、条例第11条第4号に該当することから、同条第6号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

4 結論

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年	月	日	経	過
令和5年	5月	11日	実施機関から	諮問を受けた。
令和6年	3月	22日	事案の審議を	行った。
令和7年	1月	24日	事案の審議を	行った。
令和7年	5月	23日	事案の審議を	行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会第一部会員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
沖本 浩	弁護士	部会長
古林 照己	公認会計士	
服部 麻理子	獨協大学教授	部会長職務代理者

(令和7年5月23日現在)